

議案第四十号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年六月十四日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第六条の二」を「第七条」に改める。

第二条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第六条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第三条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「第六条の二」を「第七条」に改める。

第四条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第六条の二」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（休職者等の給与）

第二十六条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

（休職者等の給与）

第二十六条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第六条の二の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

第二条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

<p>以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第六条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第六条 育児休業法第九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p>
<p>第三条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給</p>	<p>第三条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>旧 条 例</p> <p>（休職者等の給与）</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第六条の二の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給</p>

<p>することができる。</p>	<p>第四条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p>	<p>することができる。</p>
<p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>	
<p>（休職者等の給与） 第二十六条 略</p>	<p>（休職者等の給与） 第二十六条 略</p>	
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>	
<p>3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第七条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第六条の二の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。</p>	